

県南広域振興局長告示第 17 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 2 月 8 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370900060	株式会社ツクイ	一関市新大町 86 番地ソアラビル	一関市萩荘字金ケ崎 18 番地 1	平成 20 年 2 月 1 日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370900060	株式会社ツクイ	一関市新大町 86 番地ソアラビル	一関市萩荘字金ケ崎 18 番地 1	平成 20 年 2 月 1 日